

令和6年度(2024年度) 第3回 同和問題解決推進協議会

次 第

日時：令和7年(2025年)2月10日(月)

15時～16時40分

会場：人権平和センター豊中 大集会室

【案件】

1. 同和行政の進捗状況について

－意見交換－

2. 差別事象等の発生状況について（報告）

－意見交換－

3. その他

- ・同和問題啓発ショート動画の公開について（報告）

－意見交換－

今後、市ホームページ「部落差別（同和問題）を詳しく知るために」に解説を加えていくにあたり、どのような内容、視点が必要か

【資料】

（資料1-1）「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

（資料1-2）豊中市同和行政基本方針

（資料1-3）豊中市同和行政基本方針に基づく年次報告書項目

（資料2） 令和6年度(2024年度)同和問題に関する差別事象

（参考1-1）同和問題啓発ショート動画チラシ

（参考1-2）ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

（参考1-3）広報とよなか2月号掲載記事「部落差別について知っていますか」

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第1章 啓発	4 施策の具体的方向	①同和問題啓発の充実・深化とさらなる発展		24	ひゅうまんプラザ、その他日常啓発活動	・2月6日 ひゅうまんプラザ「無関心でいられても、無関係ではいけない人権・部落問題」(公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長 松村 元樹さん) 参加者数 99人(会場62人、録画配信37人) ・DVD貸出延べ52件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展2回開催、出前講座の実施 ・市民向け同和問題啓発動画作成	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
				31	人権月間啓発事業	・11月21日～28日パネル展@市役所第二庁舎1階ロビー ・12月10日「人権デー」等に合わせて、啓発文付のポケットティッシュを配架 ・人権に関する催しを集約したチラシの作成・配布と市ホームページへの掲載 ・11月10日～12月10日@市役所第一庁舎に横断幕掲出、11月24日～12月12日環境部収集車にマグネットシートを掲出 ・人権月間中に毎週1日(午前・午後各1回)、人権デー前日及び当日(各1回)に庁内放送で人権月間等を周知	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
				36	市所有メディアでの啓発	・ニュースリリース「多文化共生指針を改訂」ほか8件 ・広報誌に人権関係の記事を掲載	都市経営部広報戦略課
				37	企業啓発事業	・5月研修会「自立」めざす学校～西成高校の挑戦～(西成高等学校校長 山田 勝治さん) ・10月 人権フィールドワーク、11月 とよなか人権文化まちづくり協会との交流会 ・2月 ひゅうまんプラザ(No. 24再掲)を共催 ・大阪企業人権協議会等との連携、未加入企業に対する加入勧奨等	都市活力部産業振興課
				40	保護司・民生委員児童委員研修事業	・民生委員・児童委員研修(年1回) 令和5年5月～令和6年2月に動画視聴形式で研修を実施参加人数32人 ・3月5日保護司研修 ①「阪急での経験談について」(大阪府更生保護協会 理事長 中川 喜博さん) ②「更生保護協会の歴史について」(大阪府更生保護協会 事務局長 砂川 剛志さん) ③「犯罪被害者支援の現状と加害者支援について」(元広島矯正管区長 西村 重則さん)	福祉部地域共生課
		③市民と協働による『(仮称)人権白書』づくり		29	人権白書の作成	・「豊中市人権に関する相談窓口情報」公共施設に配架、市ホームページに掲載 ・憲法月間および人権月間に人権啓発パネルを展示 ・人権白書は平成26年以降更新していないことから、No. 24に統合	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
		④「媒体・発信プロジェクト」の検討		32	人権情報システムの活用	・各種週間や月間の周知、人権月間事業の周知・啓発、同和問題啓発動画を公開 ・市ホームページや各種インターネットサービスを利用した多様な情報発信が可能となっていることから、本事業は終了	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
		⑤「人権啓発市民ネットワーク会議(仮称)」の創立		30の1	「人権啓発市民ネットワーク会議」の運営	・平成29年度以降開催しておらず、事業終了	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
		⑥人権尊重の精神に根ざした市民活動への支援の充実		35の1	識字啓発事業	・識字・日本語豊中連絡会へ1回参加	市民協働部人権政策課

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料 1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第1章 啓発	5・推進体制の整備	①市の推進体制		23	同和問題解決推進協議会	・3回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
				27	同和行政の推進体制	・人権行政推進本部会議1回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
		②職員研修の充実		1	人権研修	・人権研修主任推進員・推進員等合同研修の講演テーマと受講者 第1回(受講者174人)【集合+配信】人権行政と各職場の取組みについて、同和問題について等 第2回(受講者171人)【集合+配信】犯罪被害者の支援について 第3回(受講者208人)【集合+コンテンツ配信】子どもの人権～ヤングケアラーを通じて～ ・階層別研修 ・新規採用職員研修(受講者 132人) ・係長級・技能長昇格前研修(受講者 67人)	総務部人事課
		③市民団体などとの連携		28	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会への支援	・フィールドワーク等の実施への支援	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
				35の2	人権問題事業者学習会	・7月14日 (1)「豊中市における男女共同参画の推進について」(人権政策課職員) (2)「一人ひとりの『もちあじ』が活きる社会をめざして」～アンコンシャス・バイアスに気づき、知り、対応する行動力を～」(大阪多様性教育ネットワーク共同代表 沖本和子さん) ・参加者数170人(会場39人+録画配信131人)	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
		④市域を越えた人権啓発ネットワークづくり		30の2	自治体間ネットワーク会議等の参加	・大阪府人権相談機関ネットワークへの加盟 ・大阪人権行政推進協議会への参加	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
第2章 教育(人権教育推進プラン)	I・基本的な推進の方向	[1]学校教育における人権教育の推進	①現実から学ぶ人権教育の推進	57	人権教育図書及び資料による人権啓発	・人権関係雑誌や研究用図書等を購入して、ロビーに配架。市内小中学校教職員に貸し出し人権教育関係図書、雑誌 17冊	教育センター
				68	教職員研修推進事業	・教職員研修(9回・参加人数339人) ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加	教育委員会事務局学校教育課
		②保育所・幼稚園・学校すべてで取り組む人権教育の推進		51	管理職研修	・いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について(2回実施) ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える ・帰国・渡日児童生徒の支援について	教育センター
			③一人ひとりの子どもの人権感覚の育成をめざす人権教育の推進	77	進路選択支援事業	・相談延べ件数31件(豊中20件、蛍池11件)	教育委員会事務局学校教育課

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第2章 教育（人権教育推進プラン）	I．基本的な推進の方向	〔1〕学校教育における人権教育の推進	⑤同和教育の成果を引き継ぐ、人権教育の継承・発展	71	人権教育啓発推進事業	・人権教育啓発推進校 27校（小学校18校、中学校8校、義務教育学校1校） ・人権学習・人権教育研修会実施校17校（小学校13校、中学校3校、義務教育学校1校）	教育委員会事務局学校教育課
			〔2〕学校、家庭、地域が連携した人権教育の推進	80	推進団体の育成	・人権協委員数3,458人（市民の集い228人参加） ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布 ・人権啓発ポケットカレンダー、ポケットティッシュペーパー4,000部作成・配布	教育委員会事務局社会教育課
		②地域における人権教育の推進		45	団体指導者の育成	・青少年を指導する立場の人たちを対象に、「青少年指導者人権研修」を実施 ・仲間しゅん弁護士によるLGBTの講演	教育委員会事務局社会教育課（青少年交流文化館いぶき）
				46	螢池北青少年運動広場管理事業	独占使用回数＝242件	教育委員会事務局社会教育課
				62	成人教育活動	識字教室、学びの場	教育委員会事務局社会教育課
				64	市民啓発	・人権講演会（講師 長谷川義史さん）／岡町図書館（人権平和センター豊中と共催） ・野畑地区人権講演会（講師 栗本敦子さん）／野畑図書館（野畑公民分館、PTAと共催） ・人権講演会資料展示／岡町、庄内図書館 ・講演と作品・資料展示 子ども読書活動連絡会 ・資料展示（平和月間）／各館 ・資料展示（男女共同参画週間）／岡町図書館（すてっぷと共催） ・人権月間「人権関連資料展示」／各館（螢池図書館は通年） ・参加型展示「平和の木」／東豊中図書館 ・作品・資料展示「小曾根小学校6年生平和学習新聞」／高川図書館 ・作品・資料展示「第四中学校夜間学級作品展」／各館 ・資料展示「認知症の高齢者の人権に関する本」／高川図書館 ・スタンプラリーカードで子ども向け本の紹介と展示「平和に関する本」／高川図書館 ・パネル・資料展示「児童養護施設パネル展」／岡町図書館 ・作品展示「原田小学校6年生平和学習の作品」／岡町図書館	教育委員会事務局読書振興課
				66	団体貸出	・人権平和センター螢池561冊 ・人権平和センター豊中ともだちこども園（全クラス）298冊	教育委員会事務局読書振興課
				67	市民学習活動	・公民館人権啓発事業（107事業）、公民分館人権学習講座（23回、633人参加）、パネル展示	教育委員会事務局中央公民館
				78	市民啓発	・ビデオ貸出数80回、人権デー啓発カレンダー4,000枚、市民の集い開催	教育委員会事務局社会教育課
				53	ボランティア団体の育成	・「不登校児童生徒への理解と地域でできる取り組みについて～ここに寄り添うことの意味～」 （大阪府チーフスクールカウンセラー・豊中市教育委員会アドバイザー）	教育委員会事務局児童生徒課

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第2章 教育（人権教育推進プラン）	I．基本的な推進の方向	〔2〕学校、家庭、地域が連携した人権教育の推進	②地域における人権教育の推進	63	地域教育協議会（すこやかネット）	・地域教育協議会（全17中学校区）の設置 ・地域子ども教室や学校地域連携ステーションとの合同交流会（とよなか地域教育コミュニティフォーラム）の開催(参加者数31人) ・フェスタ等イベント(参加人数:15中学校区計11,489人) ・その他の活動(参加人数:8中学校区計1,141人)	教育委員会事務局学び育ち支援課
			③学校・家庭地域がつながる人権教育の推進	52-1	小学校体験学習推進事業	3年：校区探検、地域調べ（公共施設や商店）、昔調べ 4年：環境教育（環境調べ、リサイクル等）、障害者や高齢者との交流 5年：農業体験（稲作、野菜栽培等）、ボランティア体験（車椅子、アイマスク、点字、手話等）、国際理解学習 6年：平和学習、国際理解学習、ボランティア体験（シニア体験、高齢者との交流等）	教育委員会事務局学校教育課
				52-2	中学校体験学習推進事業	ボランティア体験、職場体験、進路学習の取組みに加え、国際教育や福祉体験ワークショップなど、各中学校の特色を生かした取組みを行った	教育委員会事務局学校教育課
				74	事務局職員研修推進事業	・大阪府在日外国人教育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放研究全国集会、全国人権・同和教育研究大会、大阪府教育研究大会、人権部落問題学習研究集会、部落解放・人権夏期講座への参加	教育委員会事務局学校教育課
第3章 保育（人権保育基本方針）				44	人権保育基本方針実施計画にもとづく人権保育の推進（同和保育の推進）	・子ども健やか育みフォーラム：開催回数1回（対面）参加者数350人 ・こどものつぶやき展：市民への啓発を目的にロビー展示実施開催回数1回来訪者数218人 ・保育アドバイザー研修（園内研修）：こども園24カ所各3回以上の講師招聘 ・障害児共生保育研究会：3回（うち2回は障害児保育研修と兼ねる） ・障害児保育研修：2回 ・就学前施設職員人権研修：1回 ・認可外保育施設人権研修：1回 ・とよなか人権文化まちづくり協会フィールドワーク：1回 ・大阪保育子育て人権研究集会、全国人権保育研究集会、大阪府主催就学前人権教育研究協議会、大阪府人権教育夏季研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会、豊中市人権教育夏季研究会等への参加	こども未来部こども事業課
				43	重層的支援体制整備事業	・地域のネットワークづくりの取り組み ・地域福祉ネットワーク会議（こども部会）研修会 1回(教育委員会学校教育課計画係 溪口 雅也さん) ・地域福祉ネットワーク会議 7ブロック参加 ・校区連絡会 計41校区（合同で開催の校区もあり） ・公民協働イベント「みんなあつまれわくわくランド」1回	こども未来部こども相談課（子育て支援センターほっぺ）
第4章 くらしづくり	4．施策の具体的方向	①施策の総合的な推進のための仕組みづくりの検討		25	小集落地区改良事業店舗・作業所維持管理	・施設の修繕、維持管理、施設使用料の徴収、収納確認、敷金の管理、店舗の排水管清掃	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
		②福祉のまちづくりの推進		3	地域交流事業（高齢者ふれあい事業・世代間交流事業）	・高齢者ふれあい事業 ・ほっとス 45回実施 528人 ・楽しい音読講座 11回実施 187人 ・トークマインド 11回実施 62人 ・世代間交流 9回実施 108人	市民協働部人権政策課（人権平和センター）

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第4章 くらしづくり	4・施策の具体的方向	③一般施策の活用とその充実 ④人権相談の体制と被害者救済		41	健康教育（健康増進事業）	・実施回数53回(参加者数：1,136人)	健康医療部コロナ健康支援課
				33	人権相談（旧人権ケースワーク事業）	・人権相談件数66件（月～金 9時～17時 電話相談 ※面接相談：要予約）	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
				34	人権擁護委員による人権相談	・相談件数5件 ・第二庁舎1階ロビーにおいてポスター、のぼり旗を掲出	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
第5章 まちづくり	4・施策の具体的方向	①まちづくりのあり方についての横断的な検討	旧地域改善向住宅などのあり方についてバリアフリーの視点はもとより、多様なニーズを視野に入れ幅広い検討をすすめる	47	市営住宅施設管理	・住宅の維持管理面において、保守及び補修等の維持管理を行い、良好な住環境の提供を行った	都市計画推進部住宅課
				48	市営住宅施設管理（駐車場）	・設置目的に添った維持管理を行い、駐車場の有効的な利用を図ることができた	都市計画推進部住宅課
		③まちづくりにかかわる各種制度の活用に向けた検討					
			④特色あるまちづくりに向けて				
第6章 人権まちづくりセンター	4・施策の具体的方向	〔1〕隣保館事業	(1) 相談事業の推進	4	生活支援事業(相談事業)	・生活相談等相談件数 189件 ・支援方策検討会1回 8月7日 ・ケース検討会議0回	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
			(2) 地域交流事業の推進	2	地域交流事業（夏まつり、フェスタ等）	・“ひと・まち・であい” 夏まつり(コロナ禍は過ぎたが再開せず) ・2月26日～3月3日 “ひと・まち・であい” 人権文化のまちづくりフェスタ(参加者114人) ・克明校区ささえあいネット活動(事務局会議10回、図上訓練1回)	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
				8	生涯学習事業(自主サークルの育成と活動への支援)	・登録サークル (21サークル、活動実績計790回、延べ7,475人参加) ・サークル代表者会議 (3回実施、延べ70人参加)	市民協働部人権政策課（人権平和センター）
				13	「老人憩の家」の場の活用、管理運営	事業実施計696回、利用者延べ13,857人 ・高齢者の交流・憩いの場の提供 ・センター登録サークル活動の場の提供 ・地域福祉を進める取組みへの支援として場の提供等 ・介護予防事業の場として活用 ・相談事業等との連携 ※H25年4月より浴場開設	市民協働部人権政策課（人権平和センター）

「同和行政基本方針」に基づく昨年度の取組状況

(資料1-1)

章	大項目	中項目	小項目	No.	事業名	令和5年度(2023年度)の取組状況	担当課
第6章 人権まちづくりセンター	4 施策の具体的方向	〔1〕隣保館事業	(3) 人権情報発信機能の充実	6	人権情報受発信事業	・情報紙「じんけんへいわ通信」発行 6・11月発行 各5,000部 ・ホームページ更新 ・資料室・参考室の管理運営(部落問題・人権問題等書籍購入、書籍・資料等のリスト作成、閲覧・貸出、「資料室ニュースの作成」など)	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
				9	生涯学習事業(人権文化まちづくり講座)	・人権文化まちづくり講座12回実施、延べ474人(うち、同和問題2回、91人) ・人権情報メールマガジン配信 5回	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
			(4) ネットワークの推進	12	関係団体や機関との連携・協働	・相談事業における関係機関等との連携 ・克明校区社会福祉協議会など地域の団体・機関等の連携により、介護予防事業を実施 ・その他、連携・協力関係にある団体や会議への参加	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
	5 推進体制の整備	〔2〕児童館事業	(1) 運営の基本姿勢 (2) 地域の諸課題解決のためのネットワーク	14	こども居場所づくり・ふれあい交流事業(旧児童館事業)	(こどもの学び・居場所事業) ○学習活動 小学3・4年生 国語・算数 22回 152人 小学5・6年生 国語・算数 24回 276人 小学5・6年生 英語 24回 206人 中学生 数学・英語 21回 269人 ○各活動 課外や体験活動 12回 319人 食事の機会 6回 ○居場所活動 290日 小・中学生・高校生・その他 6,311人 (こども多世代ふれあい事業) ○各活動 18時以降学習できる場(中学生以上) 117回 56人 課外や体験活動 ・バスケ 9回 176人 ・その他体験 17回 276人 食事の機会 10回 ○居場所活動 288回 小・中学生・高校生、その他 5,868人	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
			(1) 調査研究				
			(2) 職員の適正配置と専門性の向上	5	職員の研修(職員の専門性の向上等)	研修会・講演会への参加(全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会(大阪府福祉部)、部落解放・人権夏期講座、人権文化まちづくり講座、人事課研修係開催の研修 他)	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)
			(3) 施設・設備の整備				
			(4) 地域住民参加のセンター運営				



豊中市 同和行政 基本方針

平成 10 年（1998 年）8 月 10 日策定

令和 4 年（2022 年）3 月 28 日改定



豊中市

改定豊中市 同和行政 基本方針

■改定の趣旨

平成 10 年(1998 年)に策定したこの基本方針は、豊中市同和対策審議会からの答申の基本理念や基本方向等をふまえ、市の同和行政の基本的な考え方として大綱的にとりまとめたものであった。

平成 14 年(2002 年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効後、本市では一般施策として差別解消に向けた取組みを進めてきた。平成 28 年(2016 年)には、国において、相談体制の充実や教育及び啓発などについて謳った「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法という。))を公布・施行したが、同和問題の解決には至っていない。

同年、市長は豊中市同和問題解決推進協議会へ「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」諮問、平成 30 年(2018 年)に答申(以下、「市同和問題解決推進協議会答申」という。))を受けた。

令和元年(2019 年)に市が実施した「人権についての市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。))の結果、令和 2 年(2020 年)に法務省が公表した「部落差別解消推進法第 6 条に基づく調査結果(以下、「法務省調査結果」という。))」、同年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査(以下、「府民意識調査」という。))」の結果が報告されている。

こうした同和行政を取り巻く環境の変化、それぞれの調査結果、市同和問題解決推進協議会答申をふまえ、基本方針を改定するものである。

同和問題の解決は、他の人権諸課題と密接に関連し、総合的な行政により、展望を拓きうるものであるとの認識に立ち、この基本方針を平成 20 年(2008 年)策定の豊中市人権行政基本方針(以下、「人権行政基本方針」という。))とあわせて、今後の人権行政の礎と位置づける。

I. 基本的認識

日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」とした上で、「法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。

昭和40年(1965年)8月に出された、国の同和対策審議会答申(以下「国答申」という)では、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題であるとして、その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題であることを提起した。しかしながら、日本国憲法が施行されて70年以上、国答申が出されて50年以上が経過した現在もなお同和問題が解決したということはできない。

平成28年(2016年)12月に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことや、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」ことを記した部落差別解消推進法が公布・施行された。この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的としている。

令和2年(2020年)の法務省調査結果では、多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残っていることや、部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれるものが一定数見られたこと、同年の府民意識調査では、同和問題に関して見られると思う人権侵害や問題として、インターネット上に誹謗中傷等が掲載されることを選択した人が最も多くなっていることが報告されている。

令和元年(2019年)の市民意識調査では、年齢が若くなるにしたがって、さまざまな人権課題が人権教育で取り上げられるようになっている一方で、同和問題が扱われなくなってきたことや、同和問題に関する差別的な内容の発言を聞いたとき、どう感じたかとの問いに、「そのとおりと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」と答えた人が7割を超えていることから、差別的な内容の発言に接したときに疑問や反発を感じることなく受け入れる人や、迎合しかねない人が多くいることが報告されている。さらに、自由記述においては、何も知らない人にわざわざ同和問題を教える必要はなく、そのまま放置しておけば同和問題は自然に解決するという「寝た子を起こすな」という意見や、同和行政に対する批判や同和地区住民に対する優遇措置が現在も続いているとの誤解などから「逆差別」であるという批判が多く見られたことが報告されている。

市内においては、差別発言や落書き、不動産購入時などの地区問合せなどの差別

事象やインターネット上に差別を助長しかねない動画が掲載されるなど、被差別地域に対する誤解や偏見に基づく言動による差別事象はいまだに発覚している。

本市では、これまで、乳幼児期においては、「同和保育基本方針」、「人権保育基本方針」に基づき、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした保育を積み重ね、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てることを通じて、同和問題の解決をめざした実践に取り組んできた。学校教育においては、「同和教育基本方針」、「人権教育基本方針」に基づき、子どもたちが仲間とつながり、自らの生活を振り返り、将来を展望する力を獲得する同和教育実践を積み重ね、人権の課題を自分自身の問題として捉え、日常生活のさまざまな場面を通じて積極的に考え、実践することを目標として取り組んできた。市民啓発については、被差別当事者や一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会と、被差別当事者の経験や思い、地域の歴史や現状を知るためのフィールドワークや、同和問題の学びの場の提供を協働により取り組んできた。また、市民による「差別のない明るく住みよい町の実現」に取り組む豊中市人権教育推進委員協議会や、企業の立場から人権啓発の推進や就職の機会均等などに取り組む豊中企業人権啓発推進員協議会、すべての市立小中学校における同和教育をはじめとする人権教育の調査研究及び実践に取り組む豊中市人権教育研究協議会などとも連携し、同和問題の解決に取り組んできた。これまで、このような教育・啓発に取り組んできたが、先にも記載のとおり市内においてもいまだに差別事象は発覚しており、同和問題が解決したとはいえない。

平成 30 年(2018 年)の市同和問題解決推進協議会答申では、住宅を含む環境改善や教育・就労の保障については、同和対策事業の成果として一定の改善が見られたことを評価しつつ、「部落に対する差別意識と行動についてはいまだに残り続けており、教育・啓発が担うべき役割は非常に大きなものである」とした上で、乳幼児期の取組み、学校教育における取組み、市民向けの人権啓発のあり方について、さまざまな課題と認識、具体的な取組みが提言された。

市は、この基本的認識の内容をはじめとしたこれまでの同和行政をめぐる取組みの成果と課題を受け止め、市同和問題解決推進協議会答申を尊重し、部落差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する。

Ⅱ. 基本目標

同和行政とは、同和問題の解決に向けた総合的な行政である。そして、同和問題の解決とは、累積的な差別の結果としての諸格差を解消することにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態をつくりだし、部

落差別のない地域社会を実現することである。

差別は許されないものであるという人びとの共通認識のもと、被差別の状況にある人が孤立せず、すべての人が個人として尊重され、互いに人間として尊厳を認め合い、人とひととの連帯・協働のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現と、その社会づくりを担う市民の主体的に学ぶ力、行動する力を育てることを目標とする。それにあたっては、差別や偏見を引き起こす背景には社会構造上の問題があることから、差別を差別する側と差別される側の二者間だけの問題にせず、個人への配慮を行い社会全体の問題として捉えることが大切である。

なお、このことは、平成 29 年(2017 年)12 月に策定された、第 4 次豊中市総合計画の「共に生きる平和なまちづくり」の実現に資するとともに、平成 27 年(2015 年)に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」がめざす「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与するものである。

Ⅲ. 基本視点

昭和 44 年(1969 年)同和対策事業特別措置法施行から財政上の特別措置が失効した平成 14 年度(2002 年度)までに取り組んだ施策や事業は、累積的な差別の結果である低位な状態—貧困、不安定就労、劣悪な住環境等の問題—の解消に一定寄与してきた。しかし、これらのことは、差別そのものの解消にとって必要条件であったが、十分条件ではなかった。

そのため、引き続き広く一般施策として、これまでの取組みの成果と課題を十分にふまえた上で、少子化、高齢化、高度情報化、国際化等の急速な社会変化にも留意し、施策の推進に努める。日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要である。

部落差別をはじめさまざまな差別の解消に向けては、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通して、自発的に差別をなくすという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進する。

また、同和問題のみならず、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など他の領域のさまざまな人権課題が顕在化している。これらは複合的に絡み合うものであり、それぞれの領域がかかえる課題とその有機的な連関については、総合的な視点をもって関係部局・関係機関の連携により整理、対応してきた。引き続き、行

政のすべての分野において、人権尊重の視点から潜在化している課題に注意しながら、施策やその推進のあり方について点検や見直しを行う。

そして、同和問題固有の課題をふまえつつ、その解決への道すがら、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って施策の推進に努める。

IV. 施策の基本的方向

すべての人間が一人ひとり個性ある人格を持ったかけがえのない存在として尊重されるとともに、社会的身分や門地、民族、信条、性、障害の有無、年齢、職業等による不当な差別を解消することが、めざすべき平和で平等な社会の実現への途を拓くものである。

したがって、被差別の現実から学ぶことにより、人権尊重を社会的な規範として確立することをめざし、人権尊重のまちづくりの推進に努めるとともに、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」をふまえ、人権行政基本方針やこの方針に基づいた施策を行い、引き続き同和問題の早期解決をめざす。

1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進

出自や年齢、障害の有無、職業等による不当な差別が解消され、平和で平等な社会を実現するための「自己啓発」や「自己解放」の契機となる啓発、教育の推進に努める。

同和問題についての学校での学習機会は、多様な人権課題が学ばれるようになる一方で大幅に減少している。同和問題について理解が十分でないまま学校教育を終える人は増えている。このような状況の中、部落差別が身近な人からの伝承により記憶されていくとともに、インターネットを通じて、差別を助長するような情報等が発信されており、差別への同調につながる意識が広がることが懸念される。このことから、生涯学習として、若い世代へはさまざまな媒体を活用した啓発・教育の推進に努めるとともに、年齢、学校での学習経験の有無に関わらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の提供に努め、差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていくことが重要である。

また、こども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発の取り組みを個々別々に実施するのではなく、それぞれの実践が共有され、有効な学びが提供できるしくみを整える。学校園等は、人権尊重を基盤にした子どもの「生きる力」の育成やまちづくりへの参加意志の形成をはじめ、有効な教育・保育実践の

継続・発展のため、職員の経験や知識の継承に努める。

2) 人権尊重のまちづくりの推進

同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向けては、地区内外の住民の交流が促進されている。地域コミュニティが人権課題を見据えてつながることや、差別される側と差別する側の対立関係から、対話によって相互の信頼関係を築いていくことは、心理的、実態的差別の課題解決に向かうことを念頭に、引き続き全市的な視野をもって、人権尊重の観点に立って施策を推進する。

令和2年(2020年)開設の市立人権平和センターは、人権の尊重と平和の実現は不可分であることから、平和意識の高揚と同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、市全域を見据えた情報受発信の拠点施設として、また、困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んでいく。

【関連する法律等】

- ・「人権文化のまちづくりをすすめる条例」
(平成11年(1999年)4月施行)
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
(平成12年(2000年)12月施行)
- ・「大阪府部落差別事象の調査等の規制等に関する条例」
(平成14年(2002年)策定、平成23年(2011年)10月改定)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」
(平成28年(2016年)12月施行)
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年(2016年)12月一部施行、平成29年(2017年)2月施行)

【関連する計画等】

- ・「豊中市人権教育推進プラン」
(平成16年(2004年)3月策定、令和2年(2020年)3月一部改訂)
- ・「豊中市人権行政基本方針」 (平成20年(2008年)2月策定)
- ・「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について 答申」 (平成30年(2018年)3月策定)

V. 推進体制の充実

1) 庁内の推進体制

同和問題を女性や障害のある人、外国人をはじめとしたさまざまな差別や人権問題とも重ね合わせながら、その背景や土壌についての深い洞察の上に立ち、その解決に向けて、すべての行政分野で取り組む。そのため、各人権課題への対応に加え、すべての人権問題にかかわる総合的課題への対応との両面からアプローチしていく体制の充実を図る。今後も多様な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める。

また、人権侵害による被害救済について、関係機関や団体と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど、可能な方策に取り組む。

さらに、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った取組みを推進する組織である人権行政推進本部のもと、この方針に基づく施策の進捗把握を行い、市同和問題解決推進協議会など市の附属機関の意見を聴きながら、人権行政基本方針に基づく総合的な見地から整合性のある施策を推進する。

2) 人権に関わる市民団体等との連携

同和行政の推進にあたっては、これまで同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権擁護活動を進めてきた団体と連携を図ってきた成果をふまえ、被差別当事者と同和問題の解決に向けて取り組む人びとの声を大切にしながら、引き続き、同和問題の解決が一層進むよう協働とパートナーシップにより取組みを行う。

そのため、市民活動として人権文化の創造に寄与するNPO（非営利組織）、研究団体等との連携並びに支援に努める。

3) 市同和問題解決推進協議会の位置付けと他の審議会等との連携

市同和問題解決推進協議会は、市における同和問題の解決についての諸課題を調査審議する市長の附属機関であり、同和行政の推進にあたってはその活発な議論や意見を参考とする。あわせて、この協議会での検討や取組みは、他の人権問題の解決への道すじとも重なり合うという視点に立って、人権文化のまちづくりをすすめる協議会をはじめ、各領域の審議会等との有機的な連携に努める。

VI. 府及び府内市町村等関係機関との連携

同和問題を解決していくためには、府はもとより府内の各市町村等関係機関との連携は極めて重要な意味を持つものであり、今後も引き続き緊密な連携を図る。

また、近隣市町村との協働による啓発事業の取組みなど、広域的な取組みを進める。

VII. 国・府に対する法的措置等の要望

同和問題の根本的な解決を図るための基本となる「部落差別解消推進法」が公布・施行された。同法は、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について規定している。そのため、人権施策の一環として、部落差別解消推進法に規定されている施策が実現できるよう、行財政措置を講じることを、市長会を通して国に強く要望する。また、府独自の行財政措置の充実についても要望する。

— 豊中市同和行政基本方針に基づく年次報告書 項目 —

I. 基本的認識

II. 基本目標

大目標 同和問題の解決

中目標 部落差別のない地域社会の実現

小目標 ①人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現

②社会づくりを担う市民の主体的に学ぶ力、行動する力の育成

III. 基本視点

基本視点① 日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結び付けていく

基本視点② 同和問題固有の課題をふまえつつ、その解決への道すじが同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、全ての人権問題を解決するという視点に立つ

IV. 施策の基本的方向

1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進

- ① 年齢、学校での学習経験の有無にかかわらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の提供
- ② 差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていく
- ③ こども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発の取組みを個々別々に実施するのではなく、それぞれの実践が共有され、有効な学びが提供できるしくみを整える
- ④ 学校園等は、人権尊重を基盤にした子どもの「生きる力」の育成などの有効な教育・保育実践の継続・発展のため、職員の経験や知識の継承に努める

2) 人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域コミュニティが人権課題を見据えてつながること
- ② 対話によって相互の信頼関係を築いていくこと
- ③ 市立人権平和センターは、市全域を見据えた情報受発信の拠点施設として、また、困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んでいく

V. 推進体制の充実

1) 庁内の推進体制

- ① 多様な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める
- ② 人権侵害による被害救済について、関係機関や団体と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど、可能な方策に取り組む
- ③ 人権行政推進本部のもと、この方針に基づく施策の進捗把握をお行い、市同和問題解決推進協議会など市の附属機関の意見を聴きながら、人権行政基本方針に基づく総合的な見地から整合性のある施策を推進する

2) 人権に関わる市民団体等との連携

- ① 被差別当事者と同和問題の解決に向けて取り組む人びとの声を大切にしながら、協働とパートナーシップにより取組みを行う
- ② 市民活動として人権文化の創造に寄与する NPO（非営利組織）、研究団体等との連携並びに支援に努める

3) 市同和問題解決推進協議会の位置付けと他の審議会等との連携

- ① 人権文化のまちづくりをすすめる協議会をはじめ、各領域の審議会等との有機的な連携に努める

VI. 府及び府内市町村等関係機関との連携

VII. 国・府に対する法的措置等の要望

番号	発覚日	種別	差別行為 の手段等	対応者 (通報者等)	相手(含推測)	内容等	対応	事象の問題点等
2024-1	11月15日	差別発言	対面	上下水道局 窓口課 窓口関連業務 受託事業者 従業員	来局市民	・水道使用量に関する苦情を一方的に話す中、脈絡なく、「部落の人に騙された」「解放同盟の保護者にいじめられた」と大声で発言した。	・長時間に渡り申出が続く中、話の内容を否定するとパニックになる傾向があることから、傾聴するほかなかった。 ・今後は、差別発言等があった場合は、発言を中止するよう要請することとした。	・「人に騙された」、「いじめられた」ことについて、「近所の人に」や「保護者に」といった表現ではなく、「部落の人に」、「解放同盟の保護者に」と表現している。事実関係は不明だが、こういった表現をすることによって、発言を聞いた周囲の人に「部落の人」や「解放同盟の人」はよくないことをするといった印象を与える可能性があり、偏見や差別意識の助長・拡大に繋がる。
2024-2	12月11日	差別発言	対面	こども安心課 職員	市民	・過去に、子どもの小学校の進学先について、私立か公立か悩んでいる際に、元夫やその親族から「●●小学校は部落校だ。わが子を部落校に通わせるつもりなのか」と厳しく叱責された。 ・相談者は校区の公立校に通わせることに抵抗感はなかったが、私立に通わせることになった。	・私立小学校に通わせることになった経緯として説明があったもので、相談者の当時の気持ちを傾聴した。	・発言の中の「部落校」(※校区内に被差別部落を含む学校のことを示しているものと推測される)であることをもって通わせることを否定しており、同和地区への忌避意識が差別行動に繋がっている。

(令和7年(2025年)2月現在／市が把握したものに限る)

同和問題啓発 ショート動画公開中

部落差別（同和問題）の

よくある疑問を

取りあげました（全14本）



令和7年(2025年)1月制作

市ホームページで公開中

ぜひ見てね！



バーコードを
読み取ってね

同和問題の解決に向けてともに考えていきましょう

- # 同和問題を知る
- # フェイク情報に惑わされない
- # 差別を見過ごさない
- # 差別に「いいね」しない

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
動画 全体	—	・全体を通じて、そもそも、なぜ質問役が、女子高生なのか？ステレオタイプ過ぎるのではないか？	前年度制作した動画との関連性を持たせるため、同じキャラクターを使用したものです。
動画 全体	—	・イラストについて、ほかにも素材あったのに残念。 ・「マジレスすると」の音と文字のタイミングがずれているのは、あえて？	可能な範囲で動画の内容を表現するイラストを挿入しました。
動画 全体	—	・限られた時間の中での情報なので、これを見た人を市ホームページなどにつないでいく必要があると感じた。概要覧だけでなく、ショート動画の最後に市HPへのアクセスを呼びかけてもいいのではないか。 ・被差別の立場にある当事者の方や現に動画の内容にある差別を受けてきた人が見ているという認識の上で作成する必要があると感じた。 ↓ ・16本という数に何か意図があれば聞きたい。問いに対しての答えが重複しているものや若い世代をターゲットとしたときにその世代がふれやすい部落問題と動画の中身にギャップがあるものもあるのではないか。 動画を公開することで新たな偏見や言葉だけが一人歩きするようなことがないように配慮しながら本数は検討すべきではないか。 結婚が前提になっている動画がいくつかあった。交際の段階から生まれ育った場所が理由で断られるケースも少なくない。 ・フリーのイラストなので仕方ないかもしれませんが、色や結婚のイメージ等にバイアスを感じた。	今回の動画は同和問題をよく知らない、関心のない人に少しでも見てもらえるよう、特に若い世代に見てもらえることを期待して作成し、皆様からいただいたご意見をもとに修正を加え、最終的に14本にまとめました。 このショート動画は知ってもらうきっかけであり、これだけで同和問題を知り、理解を深めることはできないため、前年度制作した動画や新たに作成した同和問題を詳しく知ってもらうための市ホームページへのリンクを掲載し、さらに知りたいと思った人に先へ進んでもらえるようにしました。 イラストについては、色合い等変更しました。
動画 全体	—	・これをどう使うのか、この後のフォローをどうしていくのかと考えてしまいました。使い方の検討が必要だと思います。 この動画を見ただけで、「そうだ」とはなかなかいかないと思います。そうだと思ってもらえるような使い方を、今後、考えていかなければと思いました。	今後、今回のショート動画や前年度作成した動画を元居た教材づくりを検討しています。

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
初めに追加	－	・ 部落って何？ →昔は小集落のことを部落と言っていました。今でも残っている所もありますが 現在は被差別部落のことを部落と言って差別しています	追加は見送ることとしました。 なお、「被差別部落」については、前年度作成した動画を掲載する市ホームページに用語解説を掲載しています。
1	1	・ 「豊中市内でも起こっているんだよ」とあるが、このショート動画には出てこない。事例は、リンク先にあるのかな？	現在、リンク先には掲載していませんが、市内で発生した差別事象のよりよい公表のあり方については、今後、検討していきます。
2	2	・ 結婚のイラストが、旧態然のワンパターンである点、男が部落の女性にお断りのポーズをしている点（女性の方が部落の男性にお断りというパターンもある）、最近は、同性婚もあるし、どちらにしても、このイラストはちょっと、と思う。	ご意見をふまえ変更しました。
3	3	下線部を変更 ・ 自分のことを <u>部落出身だと言える人間関係ができていないと</u> 部落に住んでいることを話せない <u>と思います</u>	ご意見をふまえ、次のとおり修正しました。 「自分のことを安心して話せる環境が整っていないければ 部落出身であることを話せないのではないのでしょうか？ 周りにいないとは限らないのです」
4	4	・ 「いろいろ理由に都合をつけて」に違和感があるから、「住んでることを理由に差別をする」のほうがシンプルでいいと思う。	ご意見をふまえ、「住んでいたことを理由に差別することが問題です」に修正しました。
4		・ 文末「～ということが問題です」 → 「～ということです」	

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
5	5	・「人が怖い」「怖い人」と言っているが、「怖い」ってどういう意味なのか？「優しい人もいる」「あなたのまちと同じです」と締めくくっているが、これは答にはなっていない。 そもそも、「部落はこわい」というフレーズが、何を意味しているのかをとらまえた上で、そうした感情が沸き起こってくる源を解明することが必要だが、その作業は、部落差別の本質に関わることであり、一言や二言で言い尽くせるものではない。じっくり、腰を据えて、多様な立場の人を交えた議論を重ね、それを煮詰めるべきだろう。言うなれば、この質問だけで、一つのシリーズをつくるくらいの構えが必要になる。 したがって、こういう中途半端な応答はやめるべきで、No.05はカットしてほしい。	ご意見をふまえ、はじめに「部落だから怖いとか 部落の人だから怖いというのは間違いです」の一文を加えました。
5		・回答の中の「あなたのまちと同じ」という意味がわかりにくかった。 ステレオタイプ的な偏見に基づく考え方であるといったメッセージをはっきりと伝えてはどうか	
5		・優しい人もいます → そうでない人もいます	
6	6	・No 5 と伝えたいことは似ているのではと感じた。分ける必要があるのかは検討してもいいのではないか	インターネット上の問題を取りあげたものとして作成しました。 はじめの一文については、「部落だから治安が悪いということはありません」→「部落だから治安が悪いということではありません」に修正しました。
6		下線部を変更 ・部落だから治安が <u>悪いということではないです</u> 差別する理由「<u>治安が悪い</u>」と書いて<u>いるだけです</u> インターネット上には～	

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
7	7	・「優遇✕」「格差是正○」「逆差別✕」との答えが、繰り返されているだけで、全く説得力がない。	ご意見をふまえ、NO7に一本化しました。 ショート動画では今も優遇されているということが誤りであることを示しました。 なお、優遇や逆差別ではなく格差の是正であることは、年年度作成した動画の間5において説明しています。
8		・「優遇✕」「格差是正○」「逆差別✕」との答えが、繰り返されているだけで、全く説得力がない。	
8		・若い世代が逆差別という言葉やその意味を知っているのか 「同和地区だけが優遇されてるって本当？」ぐらいでいいのでは	
7・8		・NO7とNO8の動画の違いが微妙に感じた。	
9	8	・質問に対する回答が、いろいろされているが、答えになっていないというか、まわりくどくて、言ってる理屈としては正しくとも、説得力がない。 「皆が知らなくなるまで、差別を受けた人に～」この意味が不明。最初の文と次の3行のつながりが日本語としておかしい。 また、「日本に部落差別があった事実はなくなりません」とあるが、過去形の「あった」ではなく、現在もあり、差別が起こっていることを言うべきではないか。	ご意見をふまえ、次のとおり修正しました。 「「知らない」とことと「差別をしない」とことは違います 皆が知らない状態になるように 差別を受けても黙って我慢しないといけないうのでしょうか？ そんなことあってはいけません 日本に部落差別があったことや 今もあることを知ったうえで 「差別をしない」だけではなく 「差別を許さない」立場で行動できる人が増えていくことによって 問題の解決につながっていきます」
9		・後半の啓発的な文言よりも「ネットに差別や偏見をあおるページが拡散されている」という現状を伝える内容のほうが良いと思う。	
9		下線部を変更 ・ <u>部落差別のことを知らないで、おとなになった人が 差別発言をしています</u> <u>何もしないで、部落差別がなくなっていないことが、わかります。</u> 日本に 部落差別があったことや今もあることを知ったうえで～	
10	-	・答が二つ、提示されているが、意味がよくわからない。質問と噛み合っていないし、説得力がない。イメージを喚起するようなイラストに変えてはどうか？	ご意見をふまえ、NO10は削除しました。
10		・NO10の動画いらないと思う。	
10		・「むしろ多様」というのは何をさしているのかわからなかった 若い世代が部落は閉鎖的であるといったイメージを持っているのかは要検討ではないか	

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
11	9	・ 答えを見ると、二つの点で引いてしまった。一つは、イラスト。「結婚＝ウェディングドレスとモーニングタキシード」なのか？パートナー同士、二人とも、今風のパンツとセーターの姿で、家庭生活を営んでいるようなイラストを希望したい。 2点目は、「差別を乗り越えて結婚」のフレーズ。そういう結婚もあるが、「お互いのことを理解し合い、周囲にも理解（祝福）してもらって、結婚するパターンもある…。まず、そういったパターンのイラストを先に出さないと、「何か、部落の人と結婚するのは、大変そう！」とか、「周りに反対されることなのか…！とか、マイナスイメージばかりが定着しそうで、問題アリではないか？ そもそも、「部落の人は、好きな人と結婚できないんでしょ？」という質問自体がすごく引くかかる。こんな質問の仕方をする若い人が、今どきいるとは考えにくい。それに、「結婚できないんでしょ？」の言い方は、もし、これを部落に住む若い未婚の子が見たら、ショックを受けるのではないか。こういう言い方はやめてほしい。 憲法も一定、学習しているし、こういう断定的な言い方は、意外にしないんじゃないか？言うなら、「結婚の時とか、何かヤバイこと（困る事や、やっかいなこと）があるの？」ではないか。 とにかく、No.11は、QもAも、配慮や思慮が足りない。「結婚は両性の合意に基づいてのみ…」という憲法の条文もこの答えに載せてほしい。	ご意見をふまえ、NO11とNO12を統合し、次のとおり修正しました。 「周りの理解も得て 幸せに暮らしている人たちも たくさんいます そもそも 反対されることなく 周りの人に祝福されて結婚する 人たちも たくさんいます でも 結婚したあとも 相手の身内から 親戚付き合いを断られるなどの 差別が続く場合もあります 出身を理由に差別する方が間違っているのです」
11		・ 「差別を乗り越えて結婚する人もいる」という表現が気になった。 差別は被差別の立場にいる人が乗り越える問題であるという受け取りがされないか。	

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
12	9	・この答えもおかしい。「結婚したあとも、相手の身内から、家に入れてもらえないなどの差別が続く場合もあります」を読んだら、みんな、引くと思う。「部落の人と結婚するの、恐ろしい～」と思ってしまう。この答え、若い子をビビらせているだけで、何の救いもない！ たとえ、結婚当初は、周りにわかってもらえなくても、その後、周りの理解も得て、という例だってたくさんある。また、なかなか理解は得られなくても、お互いを信頼し合って、幸せに暮らしている人たちも、たくさんいる。 とにかく、若い人が怖がったり、マイナスイメージで部落の人との恋愛を忌避するような答えは、控えてほしい。	(考え方は前ページに記載)
12		・相手の身内から家に入れてもらえないなどの～、家に入れてもらえないの意味は付き合いを断ると言うことだと思います。でしたら、もっと分かり明快に「相手の身内から付き合いを断られたりなど」また「相手の身内から親戚付き合いを断られたりなど」の方がわかりやすいと思いました。	
12		・「相手の身内から家に入れてもらえない」といった具体例を示す必要があるのか。	
12		下線部を変更 ・結婚したあとも 相手の身内から <u>冠婚葬祭には来ないでほしいと言われたり</u>	
13	10	・「差別につながるおそれがあります」で終わっていいと思う。	ご意見をふまえ、「差別に利用されるおそれ」→「差別につながるおそれ」に修正しました。 現状、公開することは難しいことを明確にするため、「オープンにすることは難しい」は残しました。

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
14	11	・ 答えの部分を次のように再構成してはどうか？ 「別にいいやん。仕方ないし」とやり過ごすことで、差別を受けて傷つく人が出て、差別意識が拡大されます。	ご意見をふまえ、「そんな些細なことで考えすぎなんじゃないの」に修正しました。
14		・ 「そんな些細なことでとやかく言うな」とありますが、私の経験では「そんなの些細なことで考え過ぎやろう」とか「そんなの昔のことやろう」が多かったように思います。	
15	12	・ 質問を「部落のこと、私にはカンケーないから、気にしなくていいよね？」としてはどうか？ 答えの部分は「部落差別は日本の歴史の中で～社会に生きる一人です」をカットする。 答えになっていないというか、質問と噛み合っていないし、回りくどい。 そして、「自分には関係ない問題ではありません」の次に、「あなたがこれから誰と出会い、どのような人間関係を結ぶか、その中で、部落問題と直面することもあるでしょうし、世の中に差別がある限り、これは、私たちの問題なのです」としたらどうか？ 特に、最後の「差別を許さない立場で行動していくことが大切です」とはならない。 「差別のことは、自分に関係ないから、気にしなくていいよね？」と、質問してくる人に対して、この答えでは、あまりにも、飛躍し過ぎ！無茶と言うか、無理がある。	ご意見をふまえ、次のとおり修正しました。 【疑問】 「私は差別しないから 気にしなくていいよね？」 【マジレス】 「残念ながら 今の社会には差別があります 誰もが社会の一員であり 世の中に差別がある限り 関係のない人はいません 私たちの問題なのです」
15		提案 レスポンスの前段二行（部落差別は日本の歴史の中で～差別を許してしまう社会だからです）を省く 理由 ①「差別を許してしまう社会」がダブっている ②32.8秒と長い	
15		・ 差別を許してしまう社会だからです → 差別に反対する声をあげにくい社会状況です	

ショート動画案に対するご意見とご意見に対する考え方

元のNO.	新NO	意見	ご意見に対する考え方
16	13	・ 答えの「日本の歴史の中で、いろいろな理由や都合をつけて、部落差別が続いてきました」は、不要！ 憲法にも「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」を引用した上で、「どのような理由をつけても、人が人を差別することは許されません」としてはどうか？	ご意見をふまえ、次のとおり修正しました。 「差別される人たちに問題があるのではなく 差別をしようとする人たちの意識や社会構造に問題があるのです」
16		・ 「社会構造に問題があるのです」の方がいいと思う。	
16		下線部を追加 ・ 差別をしようとする人たちの意識や社会構造の問題です	
最後に追加	14	・ No.16で終わるのは、消化不良なので、締めくくりとして、次のNo.17を追加してはどうか？ 質問 「じゃあ、私たちは、どうしていけばイイの？」 答え 「一人ひとりが、差別の問題を自分事としてとらえ、『差別を見抜く、差別をしない』だけではなく、『差別を許さない』立場で、人とつながり、生活を紡ぎ、社会を築いていくことが大切なのではないのでしょうか」	ご意見をふまえ、次の内容を追加しました。 【疑問】 「じゃあ、私たちは どうしていけばいいの？」 【マジレス】 「一人ひとりが差別の問題を自分のことと重ね合わせ 「差別を見抜く」「差別をしない」だけではなく 「差別を許さない」立場で人と関わり合いながら 社会を築いていくことが大切です みんなで考えていきましょう」